

## 太田市文化活動大会出場報奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における文化活動の振興を図るため、文化活動に係る大会に参加する者に対し、報奨金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(報奨金交付対象者)

第2条 報奨金の交付の対象となる者は、文化活動の振興のための大会で、市及び県大会の予選を通過し、北関東ブロック大会、関東ブロック大会及び全国大会に出場する市内の個人又は団体（小学校、中学校及び高等学校の児童生徒を除く。）とする。

(報奨金の額)

第3条 報奨金の額は、次のとおりとする。

- (1) 北関東ブロック大会又は関東ブロック大会に出場する場合 2万円
- (2) 前号に規定するブロック大会に出場し、その後全国大会に出場する場合 5万円

(報奨金の申請)

第4条 報奨金の交付を受けようとする者は、文化活動大会出場報奨金交付申請書（別記様式1）に次に掲げる書類を添えて、本市に提出するものとする。

- (1) 大会開催要項
- (2) 大会に参加する出場者名簿

(報奨金の交付決定通知)

第5条 本市は、前条の書類を審査し、報奨金の交付の資格があると認めるときは、報奨金交付決定通知書（別記様式2）により、申請者に通知するものとする。

(報奨金の交付)

第6条 報奨金の交付は、報奨金交付請求書（別記様式3）により、申請者の指定する口座に振り込むものとする。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、本市が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。